

公 告

分任契約担当官代理
陸上自衛隊伊丹駐屯地
中部方面会計本部業務科契約班長 弘川 壮一

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
5QF310502150		5QDB1A50097 0001					
品名 または 件名							
BACKUPS I-2000撤去役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使用期限等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
中方シ通群				陸上自衛隊 伊丹駐屯地			
搬入場所				納期または工期			
中方シ通群 第4科 碓井1曹 内3709				令和7年12月5日(金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

中部方面会計隊本部業務科事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和7年10月14日(火) 10時30分 会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

- 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
次の各項目のすべての条件を満たす者
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
 - (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
 - (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
 - (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
 - (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
 - (10) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、近畿地域の競争参加資格を有する者。
- 2 低入札価格調査について
 - (1) 予算決算及び会計令第85条による基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
 - (2) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の資料作成、調査等に協力すること。
- 3 契約条項等を示す場所
仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、中部方面会計隊本部業務科契約班窓口又は陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページにおいて掲載し配布する。
令和7年9月30日～令和7年10月10日（0815～1700）
- 4 入札方法
 - (1) 郵便等による入札については、令和7年10月10日17時00分到着分までを有効とする。
なお、事前に郵便入札の申し出を中部方面会計隊本部業務科契約班まで行うとともに、必ず便着の確認をすること。また、落札となるべき同価による入札が2者以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）を記載すること。
- 5 入札の無効
 - (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
 - (2) 入札に関する条項に違反した入札
 - (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札。ただし、押印を省略する場合は、責任者・担当者の氏名及び連絡先の記載のない入札
- 6 契約書等の作成
 - (1) 契約金額が100万円以上は契約書を作成する。
 - (2) 細部の記載要領については、落札決定後落札者に説明・作成する。
- 7 適用する契約条項
駐屯地用標準契約書の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。
- 8 その他
 - (1) 電報・電話等による入札は認めない。
 - (2) 入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（令和7年10月10日17時00分まで）に資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX、メール可）
 - (3) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
（様式随意、なお郵便入札時は不要）
 - (4) 市価調査等依頼の場合は協力されたい。（FAX、メール可）
 - (5) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面会計隊本部契約班にて閲覧とされたい。
 - (6) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
 - (7) 落札決定については総品目予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

〒664-0012 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1
 陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部 業務科契約班 担当：櫻井
 072-782-0001 内線(3422) FAX072-782-0035（直通）
 メールアドレス plans-mafin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
 （仕様書等に関する事項）
 陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面システム通信群 第4科 担当：碓井
 072-782-0001 内線(3709)



本公告は、陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部業務科契約班
 陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafjin/>に掲載。
 QRコードから公式サイトにアクセスできます。

調達要求番号：5QDB1A50097

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
BACKUPS I-2000の撤去役務	作成	令和7年9月24日
	変更	
	作成部隊等名	中部方面システム通信群

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊伊丹駐屯地におけるBACKUPS I-2000の撤去（以下、役務という。）について適用する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語及び定義は、GLT-CG-C000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。
なお、この仕様書と引用文書の規定が異なる場合、この仕様書の規定が優先する。

a) 準用仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2. 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

この役務は、伊丹駐屯地内において実施するBACKUP I-2000撤去役務について規定する。

2.2 作業実施場所

伊丹駐屯地 202号建物

2.3 作業実施期間

契約締結日から令和7年12月5日までの間とする。細部日程については、契約締結後において、官側との調整によるものとする。

2.4 現地調査・調整

契約締結後速やかに、現地調査及び官側との現地調整を行うものとする。

2.5 役務内容【別紙参照】

細部役務内容については、現地調整時に説明する。

- a) 出力トランス盤の一時移設及び分電盤への電源線の接続。
(入力側3φ3W×1,出力側1φ3W×2本)各15m程度とする。電源線及び接続に必要な部品については、請負業者が準備するものとする。
- b) 出力トランス盤の一時移設・電源線接続後の通電確認は、請負業者の責任において実施するものとする。
- b) インバーター盤・蓄電池盤及び蓄電池の撤去
官側の指定する場所までの運搬含む(伊丹駐屯地内)、
- c) 一時移設した出力トランス盤及び電源ケーブルの撤去
官側の指定する場所までの運搬含む(伊丹駐屯地内)、
- d) 既設設備等を破損汚損等させた場合は、速やかに監督官に報告して、その指示を受け、ること。現状復帰を指示された場合は、契約相手方の責任で現状復帰すること。

2.6 部品及び材料

この役務に必要な部品及び消耗品等は、全て契約の相手方の負担とする。

2.7 作業日及び作業時間

- a) 11月1日(土)～11月3日(月)
出力トランス盤の一時移設及び分電盤への電源線の接続
インバーター盤・蓄電池盤及び蓄電池の撤去
- b) 11月25日(火)～12月5日(金)
出力トランス盤及び電源線の撤去
- c) 作業日は、上記期間を基準とする。また、作業時間は日中を基準とするも官側との調整による。

3 監督・検査

監督及び検査については、官側との調整により実施するものとする。

4 情報の保全

4.1 秘密保全

秘密保全是、GLT-CG-Z500002の6.1, 6.2及び6.4による。

4.2 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

4.3 役務の実施体制

契約の相手方は、この役務の実施に当たり、調達要領指定書によって指定する場合を除き次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人(以下、“業務従事者”という。)を確保する。

- b) 業務従事者は、この役務で要求する特定の経験、資格、業績などをもつ者とする。
- c) 業務従事者は、b) に掲げるもののほか、履行に必要もしくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍など）、業績などをもつ3者とする。

4.4 情報保証

- a) 許可されていない建物および区域への立ち入り禁止
- b) 携帯型情報通信・記憶機器持込み禁止（役務資料作成等で必要な場合は、事前に申請書を提出して、許可を受けること。）
- c) 写真撮影等が必要な場合は、監督官の許可を受けてから撮影すること。
- d) その他、監督官から指示された事項は遵守すること。

5 提出書類

提出書類は、下表のとおりとする。

表1－提出書類

番号	書類名	提出時期	備考
1	着工通知書	契約後速やかに	様式適宜
2	工程表	契約後速やかに	様式適宜
3	携帯型情報通信・記憶機器持込み申請・許可書	契約後速やかに	別示
4	作業報告書	履行後速やかに	様式適宜
5	完成通知書	履行後速やかに	様式適宜
6	官側が指示する書類	必要の都度	様式適宜

6 その他必要な事項

6.1 規則の遵守

契約の相手方は、駐屯地内への立入、車両の乗り入れ等に関わる諸手続きは、官側の指示によるものとする。

6.2 事故等の責任

- a) 官側の責によらない作業員の駐屯地における事故は、契約の相手方の負担とする。また、事故等が発生した場合は、速やかに監督官に報告する。
- b) 契約の相手方は、この役務の実施において機器に損傷等を与えないよう留意するものとし、損傷等が発生した場合は速やかに監督官に報告するとともに、それが契約の相手方の故意又は過失による場合は、契約の相手方の負担において対象装置の製造会社と調整を行ない、現状に復旧もしくは代替品に交換するものとする。汚損させた場合も同様とする。

6.3 官側の支援事項

契約の相手方は、監督官と調整の上、本契約の履行にあたって必要な場合は、官が認める範囲において、次に示す官側の無償支援を得ることができる。

- a) 搬入器材の保管
- b) 電力, 用水, スペース等の使用
- c) 施設の利用
- d) 構内回線の利用
- e) 事前調整並びに現地調査実施時の支援
- f) その他、官側が必要と認めた事項

6.4 コンプライアンスの遵守

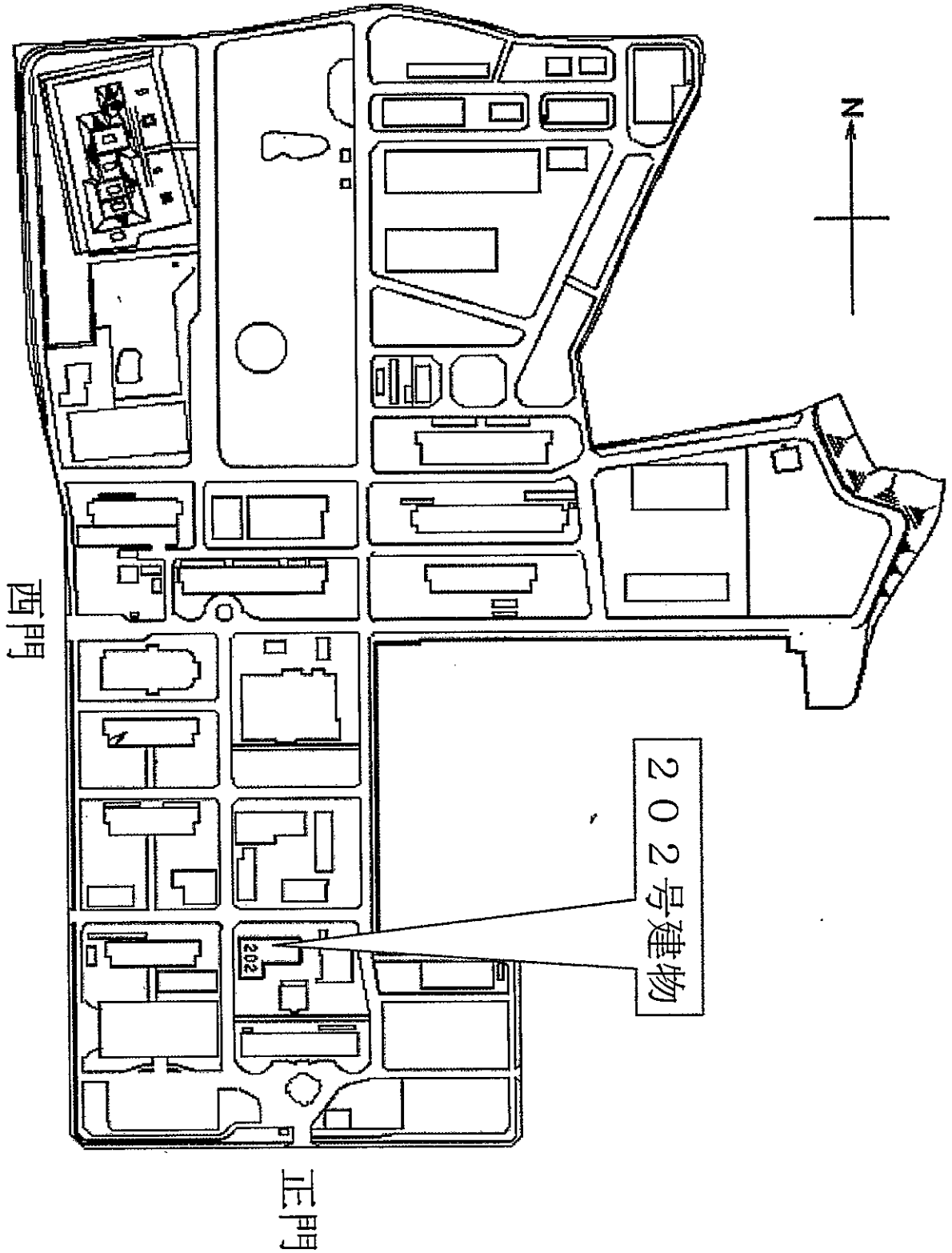
契約の相手方が下請負業者等を使用する場合は、コンプライアンス意識の徹底および遵守を図るものとする。

6.5 仕様書に関する疑義

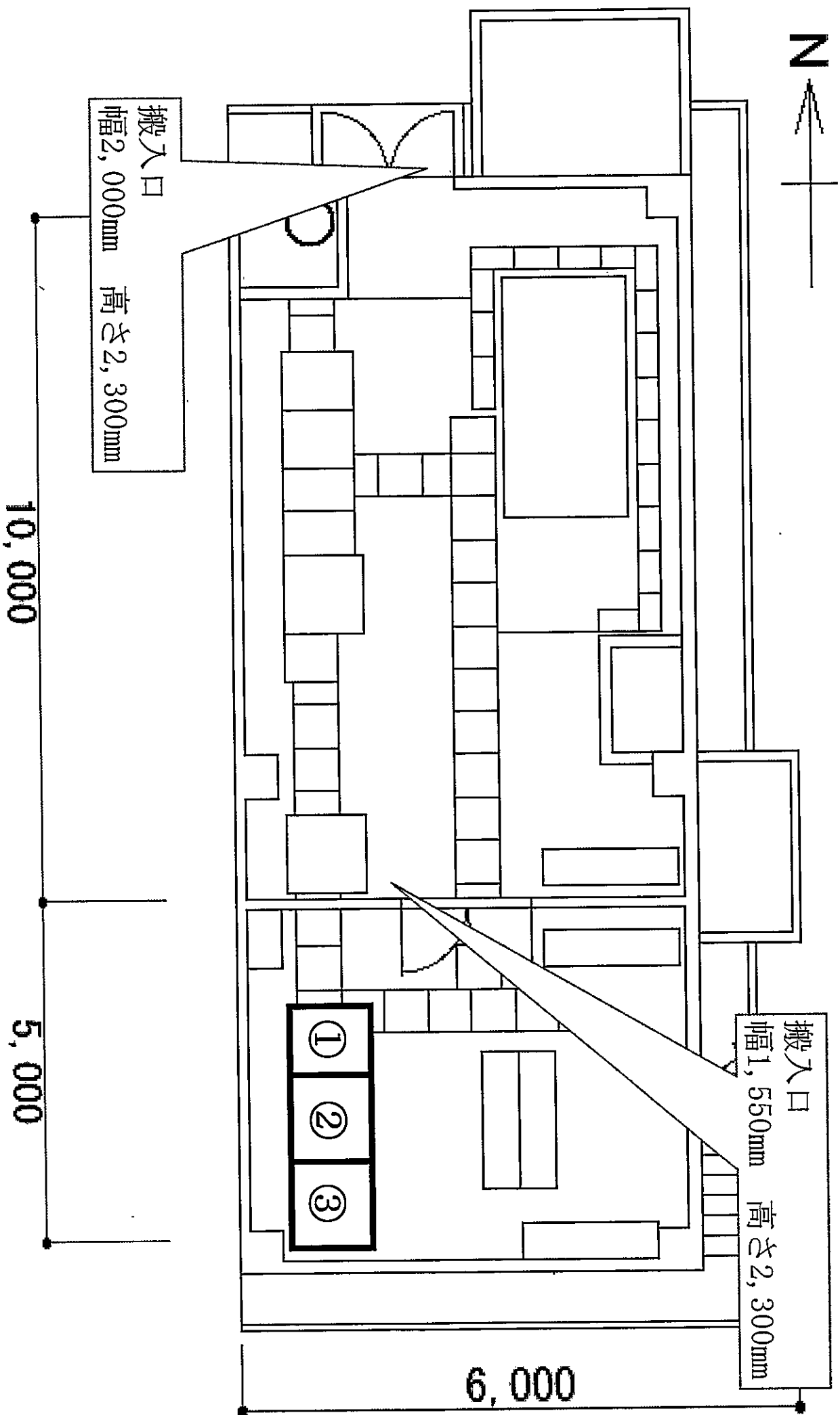
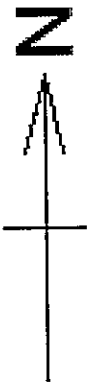
仕様書に関する疑義がある場合は、必要の都度、速やかに監督官へ確認して、監督官の指示を受けること。

BACKUPS I-2000の撤去

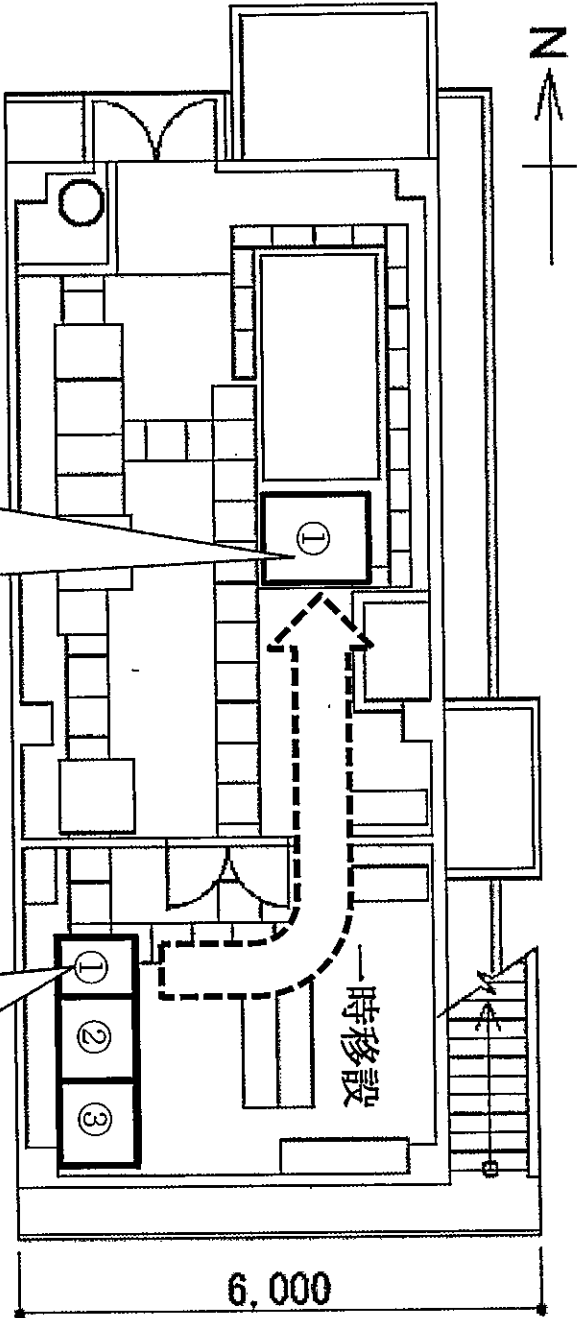
伊丹駐屯地配置図



平面図



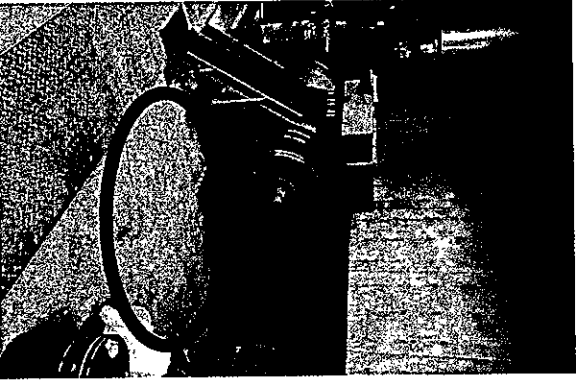
撤去及び出カトランス盤の一時移設



一時移設位置
簡易的な耐震処置をす
ること。

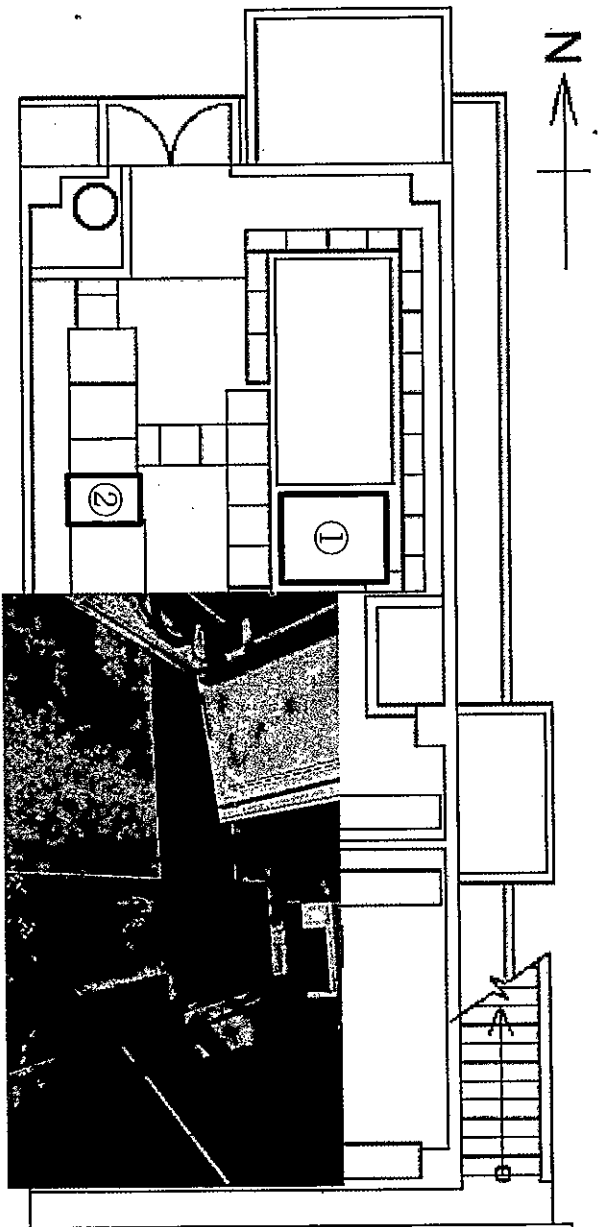
【注意】
各装置へ接続されているケーブルは、
全て取外し・撤去とする。
(出カトランス盤へ接続されているケー
ブルは、装置側及び分電盤側で取外し・
絶縁処置をすること。)

出カトランス盤を一時移設
・装置へ接続されている電源線等は、分電盤側及
び装置側で取外し、絶縁処置をすること。



連番	品名	型式	規格	備考
①	BACKUPS I-2000	出カトランス盤	W1000 D820 H1800	移設
②		ケーブル盤	W1000 D820 H1800	撤去
③		蓄電池盤	W600 D820 H1800	撤去

出カトランス盤への配線・接続



①出カトランス盤

②分電盤 LP-M1

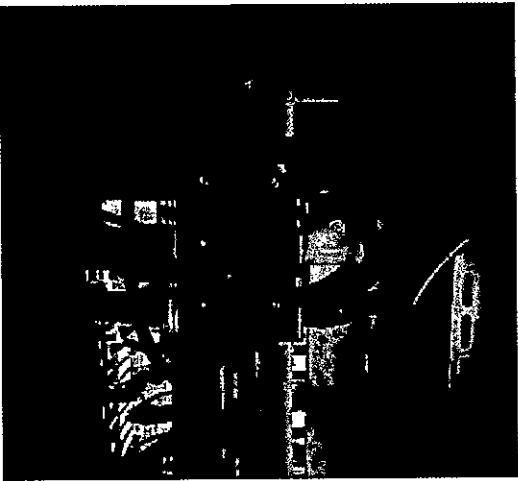
【配線及び接続】

出カトランス盤と分電盤LP-M1間を以下のケーブルで配線・接続

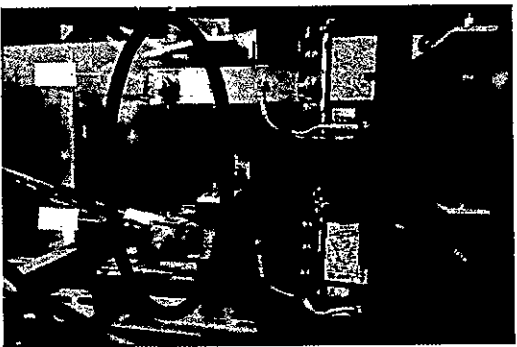
- ・ 商用入力電源ケーブル
CVT 100sq × 1
- ・ 出カケーブル
CVT 60sq × 2

*出カトランス盤撤去時には、商用入力電源ケーブル及び出カケーブルも撤去・処分すること。

商用入力電源接続箇所



出カケーブル接続箇所



撤去器材搬出場所

